

令和4年度宮古市再生可能エネルギーゾーニング業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

宮古市エネルギー・環境部エネルギー推進課

## 【目次】

1	趣旨	1
2	プロポーザル概要	1
3	実施スケジュール（予定）	1
4	審査の概要	2
5	参加資格要件	2
6	担当部署	3
7	質問及び回答	3
8	参加表明書の提出	3
9	参加資格審査結果通知	6
10	企画提案書の作成要領	6
11	企画提案書の提出	7
12	プレゼンテーション	7
13	審査基準	8
14	契約までの流れ	8
15	参加表明書及び企画提案書の無効	8
16	その他	9

## 1 趣旨

この要領は、令和4年度宮古市再生可能エネルギーゾーンニング業務(以下「本業務」という。)について、当市の再生可能エネルギー推進の取組や課題を的確に捉えて、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めたものである。

## 2 プロポーザル概要

### (1) 業務名

令和4年度宮古市再生可能エネルギーゾーンニング業務

### (2) 業務内容

仕様書のとおり

### (3) 方法

公募型プロポーザル

### (4) 履行場所

宮古市全域

### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月3日

### (6) 提案上限額

令和4年度：35,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

令和5年度：35,000,000円(予定)(消費税及び地方消費税含む)

### (7) 留意事項

本業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会による「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」のうち、「第1号事業の2」(補助事業名：円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーンニング等の合意形成を図る事業)の活用を前提にしているため、提案者は本事業の公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案を行うこと。※公募要領の入手は提案者が行うこと。

また、本プロポーザルの対象は令和4年度及び令和5年度の2か年とするが、契約は単年ごとに行うものとし、令和5年度の事業は当市の予算確保の状況及び環境省補助金公募状況により事業規模等が変更となる可能性があるものとする。

## 3 実施スケジュール(予定)

実施スケジュールは以下のとおりとする。

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| (1) 公募開始の公告             | 令和4年6月21日(火) |
| (2) 質疑の受付締切り            | 令和4年6月27日(月) |
| (3) 質疑への回答              | 令和4年6月30日(木) |
| (4) 参加表明書等提出期限(一次審査)    | 令和4年7月5日(火)  |
| (5) 一次審査結果通知(企画提案書提出要請) | 令和4年7月8日(金)  |

(6) 一次審査評価内容等に関する質問書提出期限	令和4年7月13日(水)
(7) 企画提案書提出期限	令和4年7月19日(火)
(8) プレゼンテーション実施	令和4年7月26日(火)
(9) 二次審査結果通知(最優秀者・次点者の特定)	令和4年8月1日(月)
(10) 二次審査評価内容等に関する質問書提出期限	令和4年8月4日(木)
(11) 契約に伴う見積書徴収	令和4年8月4日(木)
(12) 契約締結	令和4年8月8日(月)

#### 4 審査の概要

審査は5に示す参加資格要件を満たす者に対して第一次審査（業務実績審査）を実施し、上位3者を一次審査合格者とし二次審査（提案書内容審査、プレゼンテーション）を実施し、一次審査、二次審査の評価合計点の最も高い企画提案者を最優秀者、2番目に高い企画提案者を次点者として特定する。なお、最優秀者選定後に仕様書及び本要領の内容を満たしていない等の不備が明らかとなった場合、次点者を最優秀者とする。

#### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和3・4年度宮古市建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。
- (4) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、当市が定める指名停止期間又は入札参加資格停止期間に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去5年間(平成29年度から令和3年度まで)に、都道府県又は市町村の再生可能エネルギーの推進に係る計画(再生可能エネルギーに関するゾーニングマップの作成、基本構想及び基本計画並びに推進計画又はこれらと同種・類似と認められる計画)の作成業務を元請けとして受託した実績を有する者であること。
- (7) 配置予定技術者は、次の要件を満たす者であること。
  - ア 管理技術者は、上記(6)に掲げる業務実績を有する者かつ、技術士(環境部門(自然環境保全))又は技術士(環境部門(環境影響評価))の有資格者であること。
  - イ 照査技術者は、上記(6)に掲げる業務実績を有する者かつ、技術士(環境部門(自然環境保全))又は技術士(環境部門(環境影響評価))の有資格者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 6 担当部署（事務局）

〒027-8501

宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市エネルギー・環境部エネルギー推進課エネルギー推進係

電話番号：0193-68-9079

FAX：0193-63-9114

E-Mail：energy@city.miyako.iwate.jp

## 7 質問及び回答

### (1) 提出方法

不明な点がある場合は、質問書（様式6）に質問事項をまとめ、電子メールにより事務局へ提出すること。

### (2) 提出期限

令和4年6月27日（月）午後5時

### (3) 提出先

6 担当部署に同じ

### (4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和4年6月30日（木）に質問者に対して電子メールにより通知するほか、宮古市ホームページにて公表することとする。

## 8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、事務局まで持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類については第一次審査における業務実績審査の対象とする。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

ウ 事業者の同種・類似業務等実績書（様式2）

#### ① 同種・類似業務実績

同種及び類似業務実績について、過去10年間（平成24年度から令和3年度まで）の業務実績について同種業務は最大5件、類似業務は最大3件まで記載すること。

#### 《同種業務》

都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務（促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等）を元請けとして受託した業務実績。

#### 《類似業務》

都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに係る施策（計画又は事業）の推進に資するポテンシャル調査（太陽エネルギー利用可能量調査、小水力発電導入可

能性調査等)を元請けとして受託した業務実績。

② 同種補助金活用実績

本業務で活用予定の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業)1号事業の1又は1号事業の2を活用した同種業務を元請けとして受託した実績について、最大3件記載すること。

③ 再生可能エネルギー関連事業実績

過去10年間(平成24年度から令和3年度まで)又は現在継続中の宮古市内における地球温暖化対策又は再生可能エネルギーの推進に関する業務について、最大3件記載すること。

④ 実績の証明資料の提出

同種・類似業務、補助金活用実績の記載にあたっては、契約及び業務完了を証する書類(業務契約書・完了届、又はテクリス実績)の写しを、記載した業務すべてについて添付すること。また、再生可能エネルギー関連事業実績の記載にあたっては、契約を証する書類及び事業概要がわかる書類の写しを、記載した業務すべてについて添付すること。

なお、提出された業務実績が同種又は類似に該当するか等疑義が生じた場合については、提出者に確認の上、当市がこれを判断する。

エ 業務の実施体制表(様式3)

- ① 契約締結後における業務の実施体制(管理技術者、照査技術者、担当技術者の氏名、実務経験、担当する業務等)について記載すること。
- ② 管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- ③ 各技術者について、保有資格を記載した場合は、資格を証明する書類の写しを添付すること。

オ 配置技術者の同種・類似業務実績書(様式4)

① 管理技術者の実績

管理技術者は、過去10年間(平成24年度から令和3年度まで)に受託した以下に該当する業務について実績がある場合は、同種業務は最大5件、類似業務は最大3件まで記載すること。なお、業務に従事したことを証する書類(テクリス実績や契約書等)の写しを、実績記載するすべての業務について添付すること。

《同種業務》

都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等)を管理技術者として従事した実績。

《類似業務》

都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに係る施策(計画又は事業)の推進に資するポテンシャル調査(太陽エネルギー利用可能量調査、小水力発電導入可能性調査等)に従事した実績(役割は問わない)。

② 照査技術者の実績

照査技術者は、過去 10 年間（平成 24 年度から令和 3 年度まで）に受託した以下に該当する業務について実績がある場合は、それぞれ 1 件記載すること。なお、業務に従事したことを証する書類（テクリス実績や契約書等）の写しを、実績記載するすべての業務について添付すること。

- i) 都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等)に従事した実績（役割は問わない。）
- ii) 都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに係る施策（計画又は事業）の推進に資するポテンシャル調査(太陽エネルギー利用可能量調査、小水力発電導入可能性調査等)に従事した実績（役割は問わない。）

③ 主担当技術者の実績

主担当技術者は、過去 10 年間（平成 24 年度から令和 3 年度まで）に受託した以下に該当する業務について実績がある場合は、それぞれ 1 件記載すること。なお、業務に従事したことを証する書類（テクリス実績や契約書等）の写しを、実績記載するすべての業務について添付すること。

- i) 都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに関するゾーニングマップ作成業務(促進エリアの設定やそれに向けた調査検討、地域住民等の合意形成支援等)に従事した実績（役割は問わない。）
- ii) 都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーに係る施策（計画又は事業）の推進に資するポテンシャル調査(太陽エネルギー利用可能量調査、小水力発電導入可能性調査等)に従事した実績（役割は問わない。）
- iii) 都道府県又は市町村が発注する再生可能エネルギーの推進に係る計画（基本構想及び基本計画並びに推進計画に該当するもの）に従事した実績（役割は問わない。）
- iv) 都道府県又は市町村の再生可能エネルギーを活用した産業の振興・創出に係る計画策定又は実現可能性調査（FS 調査）について従事した実績（役割は問わない。）

(2) 提出期限

令和 4 年 7 月 5 日（火）午後 5 時

(3) 提出場所

6 担当部署に同じ

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出場所へ直接持参すること。

## イ 郵送

封筒に「プロポーザル参加表明書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに提出場所へ届くように提出すること。

## 9 参加資格審査結果通知

提出された参加表明書（8の（1）に掲げる書類）を事務局で確認・審査し、令和4年7月8日（予定）に企画提案書の提出の可否について、参加表明書の各提出者に対し、書面により通知するとともに、合格者に対しては企画提案書の提出を求めるものとする。なお、参加資格審査結果について疑義のある者は、質問書（様式6）により、通知した日の翌日から3日以内（休日除く）に、事務局に対して説明を求めることができる。

## 10 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。なお、企業名の記載、押印等は、正本のみに行い、副本については通知するプレゼンテーション用の呼称を記載し、企画提案者を特定することができる内容（具体的な会社名や記号等）の記述は行わないこと。

### （1）企画提案書表紙（様式5）

### （2）企画提案書

様式は自由とする。ただし、原則A4判縦、文字サイズは12ポイント以上とし、10ページ以内とする（両面印刷の場合は5枚以内、表紙及び目次はページ数に含めない）。また、業務工程及び業務参考見積書は、ページに含めない。

企画提案書の内容は、実施可能なものとし、以下の課題・テーマについて必要に応じて図等を使用し、簡潔に記述すること。

#### 《課題・テーマ》

#### ア 業務の実施方針

宮古市の再生可能エネルギーに関する関連計画や取組の現況を踏まえ、業務の実施方針を提案すること。なお、実施方針の作成に当たっては、当市の目指す姿を実現するための本業務の「基本コンセプト」を簡潔に明示するほか、業務の実施体制、業務フローを記載すること。

#### イ 宮古市再生可能エネルギーゾーニング業務の作業手法

当市の再生可能エネルギー導入に際して提案者が留意すべきと考える事項（課題）を複数挙げた上で、作成した実施方針に則り、その課題解決の考え方や方策、最適なゾーニング手法、地域の合意形成手法、その他仕様書に記載する事項について提案すること。なお、提案内容には具体的な取組スケジュール、協議会の開催回数などについても提案すること。

#### ウ 自由提案

その他、当市の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、ゾーニングに附随する提案や当市の地域振興に資する方策について、実現可能性を踏まえて自由に提案すること。

### （3）業務工程

上記提案内容を反映した業務工程を提案すること。なお、会議等の運営支援に係る工程



は、提案者の想定で記載するものとする。様式は自由とするが、見やすさや情報量を考慮してA3版の使用も可とする。

(4) 業務参考見積書

見積書は年度ごとにA4判で作成すること。その他の様式は自由とする。10の(2)《課題・テーマ》における提案内容及び当業務の仕様書の業務内容を踏まえ、作業項目ごとに内訳が分かるように記載すること。なお、内訳金額は税抜価格とし、業務価格には消費税及び地方消費税を加えた合計金額も記載すること。

## 11 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和4年7月19日(火)午後5時

(2) 提出場所

6 担当部署に同じ

(3) 提出部数

ア 企画提案書表紙(様式5)	正本1部	
イ 企画提案書	正本1部	副本10部
ウ 業務工程表	正本1部	副本10部
エ 業務参考見積書	正本1部	副本10部

(4) 提出方法

8の(5)に同じ。※封筒への記載は「プロポーザル企画提案書在中」とする。

## 12 プレゼンテーション

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、企画提案書(11の(3)に掲げる書類)の提出者によるプレゼンテーション及び審査委員会による審査を実施する。

(1) プレゼンテーション実施日

令和4年7月26日(火)を予定(詳細は、別途参加者に通知する。)

(2) プレゼンテーションの場所

宮古市役所(予定)(詳細は、別途参加者に通知する。)

(3) 出席者

業務配置予定技術者3名以内とし、業務体制表に記載された管理技術者及び主担当技術者は必ず出席すること。なお、新型コロナウイルス感染予防のため、オンラインにより開催する場合がある。

(4) プレゼンテーションの持ち時間

プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、提案書の差し替えや追加資料の提示等は認めない(企画提案書の要約やプレゼンテーションで使用するスライド資料の配付は可とする。)

イ プロジェクター及びスクリーンは当市が用意し、パソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。

### 13 審査基準

#### (1) 企画提案の項目

参加表明書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に関する評価は、以下の評価項目によるものとする。

- ア 参加事業者の同種・類似業務、再生可能エネルギー関連事業の実績（様式2の記載内容）
- イ 管理技術者、照査技術者、主担当技術者の同種・類似業務の実績（様式4の記載内容）
- ウ 企画提案書（課題に対する提案内容の妥当性及び的確性など）
- エ プレゼンテーション（専門技術力、取組み意欲、コミュニケーション力など）

#### (2) 企画提案項目の評価割合と評価基準

	企画提案項目	配点	評価割合
一次 審査	①参加事業者の同種・類似業務実績等、管理技術者、照査技術者、主担当技術者の同種・類似業務の実績	120	20%
二次 審査	②企画提案書	360	60%
	③プレゼンテーション	120	20%
総合	合計	600	100%

### 14 契約までの流れ

#### (1) 特定結果の通知及び公表

特定結果については、令和4年8月1日（月）（予定）に企画提案書の提出者に対して、書面により通知するとともに、当市のホームページにおいて公表する（特定されなかった事業者については、会社名は公表しない。）なお、特定結果について疑義のある者は、質問書（様式6）により、通知した日の翌日から休日を除く3日以内に事務局に対して説明を求めることができる。

#### (2) 契約に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者と本業務の実施内容等について協議を行った上で、契約に伴う見積書を徴収し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

### 15 参加表明書及び企画提案書の無効

次の事項のいずれかに該当する場合は、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とする。

#### (1) 審査の公平な執行を妨げたと認められた場合

- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 業務参考見積書の金額が提案上限額を超えた場合

## 16 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3) 参加表明書に記載した配置技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、発注者と協議の上、了解を得ること。
- (4) 本業務の主たる業務（総合的企画、技術的判断、業務の遂行管理等）または費用の合計額の50%を超える部分の再委託は原則として認めないものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、当市に帰属するものとする。